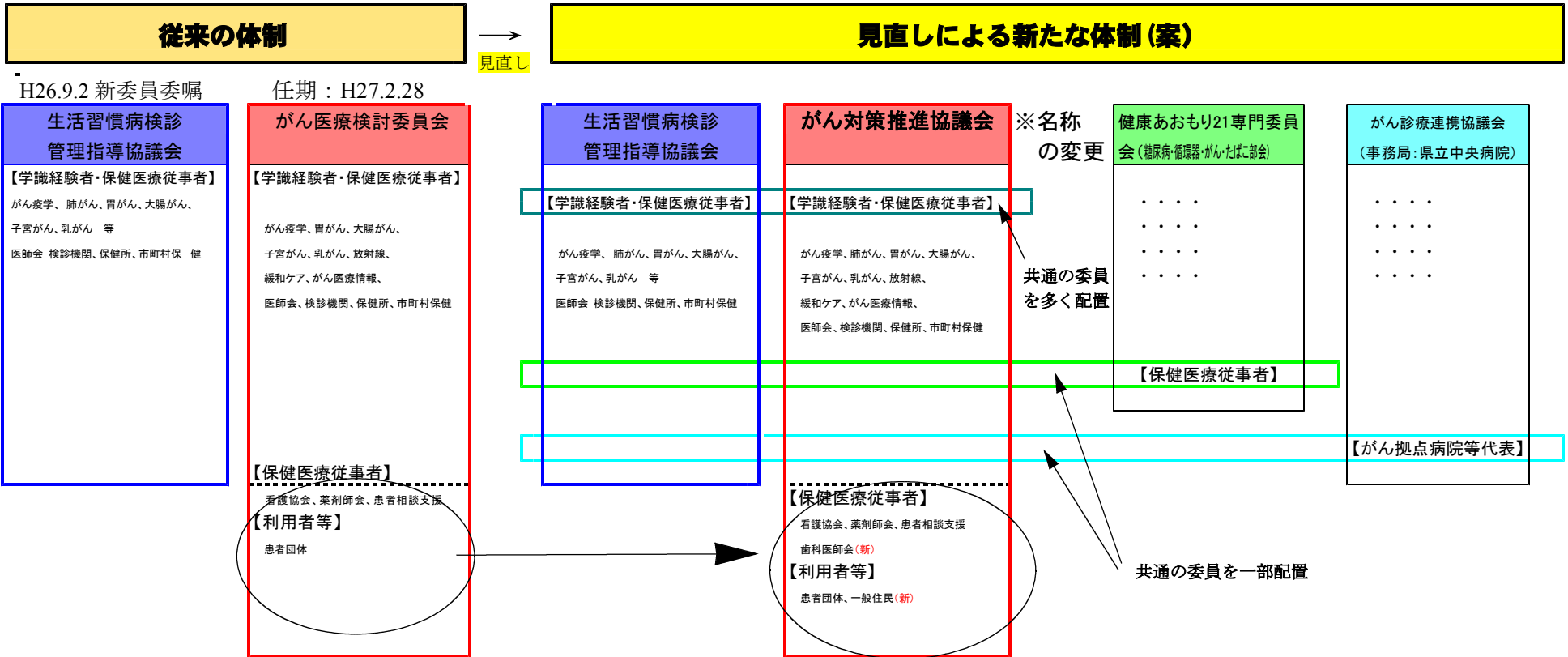


# がん対策推進協議会について



**【見直しの考え方】** 共通の委員を配置することで連携を図る(3~5名程度)。(委員会間の意志疎通、協議内容の共有化等を狙いとする)

※① 「がん医療検討委員会」を「がん対策推進協議会」に改称し、設置目的に県がん対策推進計画の策定等を明記するほか、医療だけではなく、がん対策全般を扱う。

※② 「がん医療検討委員会」については一部を除き、「生活習慣病検診管理指導協議会」と委員の構成が類似している(学識経験者(大学教授)、保健医療従事者(医療機関、がん検診機関、保健所、県医師会等)で構成)ことから、共通の委員を多く配置することにより連携を図る。

※③ 「がん」を含めた生活習慣病全般の予防部門を検討する「健康あおもり21専門委員会糖尿病・循環器病・がん・たばこ部会」やがん診療の現場となる医療機関の協議組織である「青森県がん診療連携協議会」(事務局: 県病)とは、一部に共通の委員を配置することで連携を図る。

青森県がん対策推進協議会設置要綱（案）

新旧対照表（平成27年 月 日改正）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">青森県がん<u>対策推進協議会</u>設置要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1 <u>本県におけるがんを取り巻く現状や課題等を踏まえがん対策を総合的に推進するため、青森県がん対策推進協議会を（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>（検討事項）</p> <p>第2 <u>協議会は、次の号に掲げる事項を検討するものとする。</u></p> <p>（1） <u>青森県のがん対策の課題等に関すること。</u></p> <p>（2） <u>青森県のがん対策推進計画の策定、推進及び進捗状況に関すること。</u></p> <p>（3） <u>その他がん対策の推進に必要な事項に関すること。</u></p> <p>（組織、委員及び役員並びに任期）</p> <p>第3 <u>協議会は委員及び会長をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>委員は、がん予防・医療に関して優れた識見を有する者及びがん医療を受ける立場にある者のうちから知事が任命する。</u></p> <p><u>なお、委員には、青森県がん診療連携協議会、健康あおもり21専門委員会及び青森県生活習慣病検診管理指導協議会の委員も充てるものとする。</u></p> <p>3 <u>会長は委員の互選により定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">青森県がん<u>医療検討委員会</u>設置要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1 <u>青森県のがん医療の実態把握と現状分析及びこれに基づくがん医療の向上のための基本的な方向性等について検討を行うため、青森県がん医療検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>（検討事項）</p> <p>第2 <u>委員会は、次の号に掲げる事項を検討するものとする。</u></p> <p>（1） <u>青森県のがん医療の状況</u></p> <p>（2） <u>青森県のがん医療の推進に関すること。</u></p> <p>（3） <u>その他がん医療の目指すべき方向</u></p> <p>（組織、委員及び役員並びに任期）</p> <p>第3 <u>委員会は委員及び委員長をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>委員は、がん医療に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>3 <u>委員長は委員の互選により定める。</u></p>

- 4 委員の任期は、委嘱した日から2年以とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第4 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の公開)

第5の2 会議は公開して行う。ただし、県又は委員が、個人情報等公開することが適当でないか、又は議会を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害され、若しくは特定の者に利益又は不利益を与えると判断した事項について、協議会が適当と認めた場合には、公開しないことができる。

- 2 会議の資料は、前項ただし書きの規定により公開しないこととした場合を除き、公表する。
- 3 会議の議事録若しくは第1項ただし書きの規定により公開しないこととした事項に係る会議概要は、県が作成し、委員の了解を得て公表する。

- 4 委員の任期は、委嘱した日から2年以とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第4 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(会議の公開)

第5の2 会議は公開して行う。ただし、県又は委員が、個人情報等公開することが適当でないか、又は議会を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害され、若しくは特定の者に利益又は不利益を与えると判断した事項について、委員会が適当と認めた場合には、公開しないことができる。

- 2 会議の資料は、前項ただし書きの規定により公開しないこととした場合を除き、公表する。
- 3 会議の議事録若しくは第1項ただし書きの規定により公開しないこととした事項に係る会議概要は、県が作成し、委員の了解を得て公表する。

(部会の設置)

- 第5の3 協議会で特別な事項を協議するため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 専門の事項を協議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
  - 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
  - 4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
  - 5 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める

(部会の設置)

- 第5の3 委員会で特別な事項を協議するため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 専門の事項を協議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
  - 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
  - 4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
  - 5 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

~~(報酬及び旅費)~~

~~第6 委員の報酬及び費用弁償は、別に定める。~~

(庶務)

第7 委員会の庶務は、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める

## 青森県がん対策推進協議会委員公募要領（案）

### （趣 旨）

第1 この要領は、青森県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）委員の一部を公募するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （募集人員）

第2 募集人員は、1名とし、その任期は委嘱の日から2年間とする。

### （応募資格）

第3 応募資格は、次の要件すべて満たす者とする。ただし、県又は市町村議会の議員、公務員及び県が設置している他の審議会を除く。

- ①青森県内に在住し、応募日現在で満20歳以上の者
- ②平日に青森市で開催される協議会（年2回程度）に出席できる者

### （応募方法）

第4 応募者は、次の事項を記載した応募用紙（意見・提言等の様式は任意）を青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課に提出するものとする。

- ①氏名（ふりがな）、②性別、③生年月日・年齢、④住所、⑤連絡先、⑥職業、⑦その他（活動分野や自己PR）、⑧青森県のがん対策の取組についての意見・提言等（800字程度：様式は任意）
- 2 提出方法は、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法による。
  - 3 提出のあった応募書類は返却しない。

### （募集期間）

第5 募集期間は、平成27年 月 日（ ）から平成27年 月 日（ ）まで（当日消印有効）とする。

### （委員候補者の選考方法）

第6 選考にあたっては、応募者から提出された意見・提言等について、別に定める選考要領に基づき審査を行い、委員候補者を決定するものとする。

- 2 前項の選考結果は、応募者全員に文書にて通知するものとする。

青森県がん対策推進協議会公募委員応募用紙

以下のとおり、申込みます。

申 込 日	平成 年 月 日				
ふりがな		性別	男 ・ 女	生年月日	昭和・平成
氏 名					年 月 日
住 所	(〒 - )				
職 業					
勤 務 先 名 称 所 在 地	(〒 - )				
連 絡 先 電 話 番 号	1 自 宅 ( - - ) 2 勤 務 先 ( - - )				
(その他、活動分野や自己PRなどをお書きください。)					

【添付書類】 青森県のがんに対する取組への意見・提言等をまとめたレポート（様式自由、800字程度）を作成し、この応募用紙に添えて提出してください。

提出先 〒030-8570 青森市長島1-1-1  
 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 がん対推進グループ  
 TEL:017-734-9216 FAX:017-734-8045 E-mail: gan-seikatsu@pref.aomori.lg.jp

## 青森県がん対策推進協議会公募委員選考要領（案）

### 1 選考方法

選考委員は、青森県がん対策推進協議会委員公募要領（以下「公募要領」という。）第4に基づき、応募者から提出された意見・提言等について3に定める選考基準により評価する。

### 2 選考委員

選考委員は、次のとおりとする。

- (1) 青森県健康福祉部がん対策推進監
- (2) 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課長
- (3) 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課長代理
- (4) 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課がん対策推進グループマネージャー
- (5) 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課健康増員・生活習慣病対策グループマネージャー

### 3 選考基準

選考にあたっては、公募要領に基づき提出された意見・提言を次の観点から評価する。

- (1) 意見・提言が時代に適合し、わかりやすいかどうか。
- (2) 本県のがん対策の取組に対する認識はどうか。
- (3) 利用者の視点に立った議論が期待できるかどうか。

### 4 配点基準

3の評価は、点数化して行う。

各委員の配点基準は、3の(1)、(2)及び(3)についてそれぞれ5点満点とし、合計 15点満点とする。

### 5 公募委員候補者

各選考委員の点数を合計した点数の上位1名を公募委員候補者として決定する。

ただし、合計点数75点満点のうち過半数の点を超えるものがない場合は、公募委員として選考しないものとする。

### 6 選考結果

選考結果は、公募要領第6の2に基づき、応募者に通知する。